

指 示		承 諾		協 議		提 出		報 告	
章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容
		3-10-4	・海水の作用を受けるコンクリートの打継目		構造物等を発見した場合の対策等		の資料		
		3-11-3	・下層路盤の締め固めで路床の状態等により規格値が満足できない場合		・湧水等の規模が大きく床盤が困難な場合の施工方法	3-11-3	・製造会社の材料試験成績書、配合及び基準密度の決定に関する資料		
			・セメント及び石灰量		・設計図書に示す断面を超えて既設構造物等を切削する場合	3-12-2	・安定剤の試験成績書		
			・一軸圧縮試験の省略		・水中埋戻しを行う場合の施工方法		・CBR試験結果		
			・セメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度	3-3-8	・埋戻し用土に有害物を含む場合	3-13-6	・薬液注入に伴う現場責任者の経歴書		
			・過去の実績又は定期試験による試験繰り報告書		・指定場所以外に建設発生土を処分する場合の処分方法等	3-20-1	・注入の効果が確認できる資料		
			・安定処理工の締め固めで路床の状態等により規格値が満足できない場合	3-4-1	・受入れ地の施工条件について設計図書に示されていない場合		・仮設工の施工計画書		
			・混合物排出時の温度		・試験杭で十分な情報が得られない場合の施工方法				
			・気温が指定温度以下のとき及び雨天時の施工		・杭が破損、わん曲等が発生したとき又は打ち込み傾斜の著しい場合				
		3-11-4	・瀝青材料の品質表明		・打ち込み不能又は指定の支持力に達しない場合の処置方法				
			・暑中、寒中コンクリートとなる場合の施工方法、養生方法		・土質状況等により設計図書により難しい場合				
		3-13-2	・安定剤の試験成績書	3-4-2	・設計図書に示されていない場合の溶接の個数及び箇所				
			・使用する安定剤の添加量及び土のCBR試験結果	3-4-3	・杭径が出来形管理基準を満たさない場合の補修方法				
			・粉状の生石灰を用いて、混合回数を1回で完了させる場合	3-4-5	・沈下に際し火薬類を使用する必要が生じた場合における設計図書				
			・気温が5℃以下のとき及び雨天時の施工		・著しく沈下が困難な場合の処理方法				
		3-13-6	・薬液注入施工に伴う現場責任者	3-4-7	・矢板が入らない、あるいは破損及び打ち込み傾斜の著しい場合				
			・薬液注入の工法及び材料	3-5-1	・排水孔の位置が設計図書に示されていない場合の施工方法				
		3-21-2	・湧水処理施設を設置する場合の湧水処理施設設計図書等	3-6-4	・湧水が発生した場合の施工方法				
		3-21-3	・試験結果より湧水対策を講じる必要がある場合の方法	3-6-6	・伸縮目地、水抜き孔の施工において設計図書により難しい場合				
				3-7-1	・周辺地盤、アンカー定着地盤に影響がある場合				
				3-7-2	・削孔が不能となった場合の処置方法				
				3-7-10	・コンクリート使用量が少量で共通仕様書に示されていない場合				
				3-7-11	・トラックアジテータ以外を使用する場合				
				3-7-12	・繰り混ぜから打ち終わるまでの時間が規定する時間を超える場合				
				3-8-2	・表3-7-2に示していないセメントを使用する際の湿潤養生期間				
				3-9-3	・設計書に示されていない打継目を設ける場合				
				3-11-2	・流用当により認証マークが確認できない場合				
				3-11-3	・鉄筋のガス圧接箇所が設計図書どおりに施工できない場合の処置方法				
				3-11-4	・路床及び路盤面に異常を発見した場合の処理方法処置方法				
				3-12-2	・瀝青材料の加熱温度				
				3-13-1	・路盤面に異常を発見した場合の処置方法				
				3-13-2	・路盤面に異常を発見した場合の処置方法				
				3-13-5	・防護柵の設置位置に支障がある場合又ははめされていない場合				
				3-13-6	・金具類の規格及び塗装等が設計図書に示されていない場合				
				3-13-7	・改良工法、改良材、投入量の変更を行う場合				
				3-15-1	・所定のCBRを満足しない場合の処置方法				
				3-16-2	・施工現場周辺の地盤等への影響が生じた場合の対応方法				
				3-16-3	・施工現場周辺の地盤等への影響が生じた場合の対応方法				
				3-17-8	・地下埋設物を発見した場合の対応方法				
				3-17-9	・掘削面に異常を発見した場合の処置方法				
				3-17-11	・復旧する耕土厚の確保が困難となった場合				
				3-18-1	・発生土が再利用に耐えない場合の処置方法				
				3-18-2	・発生材が再利用に耐えない場合の処置方法				
					・発生材が再利用に耐えない場合の処置方法				
					・発生材が再利用に耐えない場合の処置方法				
					・発生材が再利用に耐えない場合の処置方法				
					・境界杭の設置が設計図書に示されていない場合				
					・隣地地権者との間にトラブルが生じた場合				
					・境界杭が設計図書に示す深さに埋設				

指 示		承 諾		協 議		提 出		報 告	
章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容
				3－19－3	・できないとき ・鋼矢板及びH鋼杭の引き抜き後、地盤に変化が生じた場合 ・根固めブロックに付着した土砂、泥土ごみを現場内において取り除いた後、運搬し難い場合				
				3－19－4	・道路施設の撤去で損傷等の悪影響が生じた場合の措置				
				3－19－5	・設計図書に示された場所以外で撤去物を処分する場合の処分方法				
				3－20－9	・粉じん濃度3mg/m ³ を達成することが困難と考えられる場合				
				3－20－10	・工事車両が車輪に泥土、土砂を付着したまま現場外に出るおそれがある場合 ・工所用機械及び車両の走行によって砂塵の被害を第三者に及ぼすおそれがある場合				
				3－21－2	・濁水処理後の汚泥等の処理方法				
				3－21－3	・管継目試験の実施が困難な場合				
第2遍 工事別還ほ場整備工事									
		1－2－2	・石礫の処理を地区外に処理する場合	1－2－2	・計画以外の場所で排水及び湧水処理を使用する場合行ふ必要が生じた場合				
				1－3－4	・暗渠排水の効果が阻害されるおそれがある場合				
				1－4－5	・取水口及び分水施設が現地と適合しない場合				
				1－4－6	・樹、管渠、香口、吐口が現地と適合しない場合				
農地造成工事									
				2－3－1	・計画以外の箇所で暗渠排水の必要があると認められるときの処理方法	2－5－1	・土壌改良材の保証票	2－3－1	・計画以外の箇所で暗渠排水の必要があると認められるとき
				2－3－2	・伏開物の処分方法 ・設計図書に抜根及び排根の集積場所及び処理方法が示されていない場合 ・岩盤又は転石等、不適当な土質、多量の湧水が出現した場合				
				2－5－1	・設計図書に雑物及び石礫の処理方法が示されていない場合				
農道工事									
3－13－2	・側溝設置による勾配	3－8－5	・指針の規定以外の施工方法による場合	3－3－1	・路床面の支持力が得られない場合又は均等性に疑問がある場合				
3－14－3	・区画線の施工場所、施工方法 施工種類	3－9－2	・自由勾配側溝の底版コンクリート厚さが設計図書により難しい場合	3－6－6	・盛土及び壁面材に異常な変異が観測された場合				
		3－14－3	・規定の品質以外の反射シートを用いる場合	3－8－5	・設計図書に示された据付勾配により難しい場合				
				3－9－2	・設計図書に示された水路勾配により難しい場合 ・軟弱地盤が出現した場合の施工方法 ・コルゲートフリーユームのあげこしを行う必要が生じた場合の布設方法				
				3－9－4	・集水樹の高さ調整が必要な場合				
				3－9－5	・新たに地下水脈を発見した場合の対策				
				3－10－2	・アンカーピンの打ち込みが岩盤で不可能な場合 ・落石防止網工が設計図書に示す設置方法により難しい場合				
				3－14－3	・標識の設置において障害物がある場合				
				3－14－7	・設計図書に視線誘導標の設置位置が示されていない場合 ・設計図書に距離標の設置位置が示されていない場合 ・設計図書に道路標の設置位置が示されていない場合				
水路トンネル工事									
4－5－1	・支保工の間隔	4－2－2	・坑内観察調査、内空変位測定、天端沈下測定及び地表沈下測定の計測結果	4－5－1	・掘削岩質分類表の変更 ・底版支保面が軟弱で沈下のおそれがある場合の沈下防止を図るための方法 ・支保工パターンが地山条件により、より難しい場合 ・金網工に使用する材料が湧水等により、これにより難しい場合 ・吹付けコンクリートの湿式方法が湧水等により、より難しい場合 ・地山からの湧水のため吹き付けコンクリートの施工が困難な場合 ・ロックボルトが施工できない場合、又は増打ちが必要な場合 ・地山条件やせん孔の状況、湧水状況により、設計で示す仕様で施工できない場合 ・地山の岩質、地質、せん孔の状況から定着方式、定着材が出来ない場合	4－2－2	・坑内観察調査、内空変位測定、天端沈下測定及び地表沈下測定の計測結果（検査時） ・地質、湧水、その他自然現象、支保工、雇工等の状況記録（請求） 4－5－1 ・岩の分類の境界が現地と一致しない場合の確認資料（検査時） ・火薬取扱量、火薬取扱主任の経歴書	4－2－2	・施工中の異常及び支障を与えるおそれがある場合、又は災害防止の措置をとった場合 4－5－1 ・岩の分類の境界が現地と一致しない場合 ・支保工に異常が発生した場合
		4－5－1	・地山の部分的な突出で岩質が堅硬でかつ雇工の強度に影響がないものを設計巻厚線内に入れる場合 ・余堰が生じた場合の充電材料及び施工方法 ・逆巻き区間を千鳥以外の方法で抜き廻りする場合 ・鋼製支保工を使用する場合の加工図 ・鋼製支保工の曲げ加工で冷間加工以外の加工を行う場合						
		4－5－2	・雇工の施工時期 ・雇工の型枠 ・鋼製移動式の型枠以外のものを使用する場合 ・インパートの掘削で掘削線を越えて掘り過ぎた場合の処理方法及び充電材料	4－5－2	・雇工のコンクリート打設に湧水がある場合 ・鋼製支保工以外の支保材料を設計巻厚線内に入れる場合の施工方法 ・計測Aの結果による雇工コンクリートの打設時期				
				4－5－3	・裏込注入、の注入材料、注入時期、注入圧力、注入の終了時期等 ・設計図書に示す注入圧力に達しない				

指 示		承 諾		協 議		提 出		報 告	
章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容
					場 合				
水路工事									
		5-2-2 5-6-3 5-11-2	・伸縮継目又は伸縮継目の位置を設計図書の規定によらない場合 ・事業協会規格以外の製品を使用する場合、底板接合鉄筋の継手の施工方法 ・設計図書に示す以外の打継目を施工する場合	5-6-3	・事業協会規格以外の製品を使用する場合、底板接合鉄筋の継手の施工方法	5-2-2	・既製杭等の輸送計画を記載した施工計画書	5-2-2	・暗渠工及びサイホン工の施工中の躯体沈下の観測結果
河川及び排水路工事									
				6-7-1 6-7-3 6-9-1 6-9-2 6-9-6	・根固め工の施工で予期しない障害となる工作物等が現れた場合 ・捨石工で捨石基礎に影響がある場合の施工方法 ・設計図書に定められていない仮締切を設置する場合 ・基礎下面の土質が不適当の場合の処理 ・仮締切内に予期しない湧水がある場合の処置 ・鋼構造物埋設と本体コンクリートの同時施工が困難な場合				
管水路工事									
7-2-2	・管体及びゴム輪等の損傷を発見した場合	7-2-2 7-6-4	・管番号を記載した管割図 ・布設にともない変更となった管割図 ・鋼管の製作図書	7-5-1 7-6-4	・急な縦断勾配に砂基礎を施工する場合及び湧水が多い場合 ・据付の際、不適当な部材を発見した場合	7-6-2 7-6-4	・接着剤の性質等に関する資料 ・鋼管の製作図書 ・現場溶接に従事する溶接工の資格等を証明する書類	7-2-2 7-6-4	・管体及びゴム輪等の損傷を発見した場合 ・管の接続後の点検結果 ・溶接部の判定記録
畑かん施設工事									
		8-9-3	・散水器具の承認図及び試験成績書等	8-9-1 8-9-2	・給水栓の設置が現地状況からより難しい場合 ・散水施設の設置が現地状況からより難しい場合	8-9-3	・散水器具の承認図及び試験成績書等		
フィルダム工事									
10-4-1 10-5-2 10-8-1	・風化岩等不良岩及び破砕帯、断層の処理 ・基礎地盤からの湧水処理の方法 ・盛立材料をダム盛立工事以外の工事に使用する場合 ・盛立材料が品質試験の結果から不適当と認めた場合 ・盛立材料の試験 ・基礎地盤の確認後、地盤を長期間放置した場合、又は地盤が著しく変化した場合 ・盛立材料が設計図書に示す品質と合致しない場合 ・湧水や流水の影響がある場合の材料盛立て前の処理方法 ・盛立材料の転圧が不適当と認めた場合の処理方法 ・観測計器の測定値に異常が発生した場合の処理方法 ・遮水材が設計図書に示す含水比を確保できない場合の処理方法 ・転圧した層の密着が確保できない場合の処理方法 ・コンクリート構造物がダム堤体に接する場合の処理方法 ・水平打継目の処理を行う時期 ・基礎グラウチングの施工 ・削孔中に岩質の変化が認められた場合 ・採取したコアの納入場所 ・セメントミルクを注入圧力及びセメントミルクの配合、切替え ・セメントミルク注入効果の判定を行いチェック孔の位置、方向、深度、及びその処理方法等	10-4-1 10-5-2 10-8-1 10-8-2 10-9-4 10-11-1 10-13-1	・過掘の処理に使用する埋戻材料及び施工方法 ・盛立材料をダム盛立工事以外の工事に使用する場合 ・盛立ゾーンの一部を先行して盛立てる場合、その範囲と形状等 ・遮水ゾーン及びフィルターゾーンを横断する運搬路を設ける場合の構造及び位置 ・雨水の浸透を防ぐ措置 ・転圧機械を斜面付近でダム軸と直角方向に走行させる場合 ・埋設計器の性能検査 ・設計図書に示されていない打継目、又は施工上必要と認められていない打継目をやむを得ず設ける場合 ・やむを得ずピッチングを行う場合 ・長時間打ち止めた水平打継目の処理 ・追加削孔の削孔位置 ・グラウチング用配管の配管方法 ・セメントミルクの製造方法及び輸送方法 ・水及びセメント等の計量方法 ・セメントミルク注入記録の整理方法 ・追加グラウチングの追加孔の位置、方向、深度、注入仕様等 ・閉塞コンクリートの運搬及び打込み方法 ・仮締切等からの漏水がある場合の処理方法	10-13-1 10-13-2	・閉塞工の施工時期 ・グラウチングトンネルの施工の詳細	10-4-1 10-5-2 10-8-2 10-9-3 10-11-1	・設計図書に示す資料及び基礎地盤の確認に必要な資料 ・盛立材料の品質管理試験結果 ・観測計器の設置に係る諸結果 ・計器製造者の品質又は性能に関する資料 ・観測計器の設置に係る諸結果 ・計量装置の検査結果 ・各孔ごとの注入時間、注入圧力及び注入量を記録した資料 ・水押し試験及び透水試験の記録	10-8-2 10-9-3	・埋設後、計器の作動状況の検査 ・観測計器の動作確認 ・コンクリートの打込みで完了後、観測計器の作動状況の検査
コンクリートダム工事									
11-6-1 11-6-2 11-6-5 11-6-6	・骨材をダム本体コンクリート工事に以外に使用する場合 ・規定の配合とならないコンクリート等の破棄及び運搬場所 ・ハーフリフト高さについて ・冷却管の事故等が発生した場合の打込みコンクリートの除去等の処置 ・冷却完了後の外部配管等の撤去 ・継目グラウチングの注入中、異常を認めた場合の処理方法 ・注入完了後の各ヘッド管口部及びダイヤルゲージ取付金物等の存置、撤去 ・セメントミルクの比重測定場所、時期	11-6-1 11-6-2 11-6-3	・骨材をダム本体コンクリート工事に以外に使用する場合 ・現場配合に関する資料、又は配合の修正が必要となった場合はその資料 ・打込みブロックの工程計画 ・コンクリートの打上がり速度 ・設計図書に示す以外の材齢でコンクリートを打継ぐ場合 ・やむを得ずコールドジョイントを設ける場合の施工方法 ・日平均気温が4℃以下になるおそれのある場合でのコンクリートの打込みを行う場合 ・打込み温度が25℃以上になるおそれのある場合でのコンクリートの打込みを行う場合 ・降雨、降雪、強風等でのコンクリートの打込みを行う場合 ・各リフトの上面を排水のために勾配をつける場合 ・打継目を長期間放置する場合の表面の保護等 ・特殊な箇所で鋼製型枠以外の型	11-6-7	・断層の規模、位置が明確になった時点	11-6-1	・現場配合に関する資料、又は配合の修正が必要になった場合はその資料 ・計量装置の検査結果 ・ミキサの練混ぜ性能の試験結果 ・強制練りミキサの性能試験結果 ・打込みブロックの工程計画 ・型枠の構造図 ・冷却管の設計計画図 ・冷却用設備の設計計画図	11-6-6	・セメントミルクの比重測定上、時期の結果

指 示		承 諾		協 議		提 出		報 告	
章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容
		11-6-5	枠を使用する場合 ・型枠の組み立てが規定外の方法で行う場合 ・型枠の取り外し時期及び順序 ・型枠取り外し後の処理方法 ・設計図書に示す冷却管以外のものを を使用する場合 ・冷却管の設計計画図 ・冷却用設備の設計計画図						
		11-6-6	・圧力計の検査及び設置箇所 ・充水用水槽以外を設ける場合 ・水及びセメントの計量方法 ・洗浄及び水押し試験、材料 ・継目グラウチングの注入開始 ・圧力計の記録方法 ・継目の動きを測定する計器の型式、規格、記録方法及び設置場						
PC橋工事									
12-4-7	・銘板の取付位置	12-3-2	・グラウトを普通ポルトランドセメント以外の材料で使用する場合	12-3-2	・PC鋼材の切断を機械的手法以外で行う場合	12-3-2	・緊張管理計画書	12-2-2	・輸送中の部材に損傷を与えた場合
12-4-8	・塗装が困難となる場合の塗装方法	12-4-8	・防錆材の使用	12-4-8	・塩分付着量の測定結果がNaCl1150mg/m ² 以上となった場合の処置方法	12-4-8	・道路橋示方所に基づく管理記録 ・塗膜厚検査による塗膜厚測定記録 ・配合が設計図書に示す品質が得られることが確認できる資料	12-3-2	・緊張管理計画書で示した荷重計の示度とPC鋼材の抜き出し量の測定値との関係が許容範囲を超える場合
		12-5-3	・グースアスファルトの配合設計	12-5-3	・基盤面に異常を発見したときの処置方法	12-5-3		12-4-1	・伸縮装置の据付位置
橋梁下部工事									
		13-4-4	・露出した鉄筋の防錆にモルタルペースト以外のものを使用する場合 （げ以外の方法で行う場合） ・支承部の箱抜き施工を道路橋支保架の規定以外の場合	13-4-4	・支承部を箱抜きした状態で工事を完了する場合でモルタル仕上	13-2-2	・既製杭等の輸送計画を記載した施工計画書		
頭首工事									
				14-4-7	・鋼構造物の埋設と本体コンクリートの同時施工が困難な場合	14-2-2	・PC桁等の輸送計画を記載した施工計画書		
機場下部工事									
				15-2-2	・関連工事と施行上競合する部分及び軽微な事項以外の調整 ・施行上支障となる基準点及び水準点の移設	15-2-2	・施行上支障となる基準点及び水準点の移設成果 ・排水施設の設置に伴う揚水量、地下水位、地盤の沈下等の観測記録 ・既製杭等の輸送計画を記載した施工計画書		
				15-4-1	・地盤反力が設計図書に示す数値を下回る場合の処理				
				15-4-6	・施設機械設備据付、各種配線等、二次コンクリート打設の箱抜き及びアンカー金具埋設位置等（関係者）				
地すべり防止工事									
16-7-2	・集水井の掘削が予定深度まで達しない前に湧水があった場合、又は予定深度まで掘削した後に おいても湧水がない場合	16-8-2	・鉄筋の継手を重ね継手により難しい場合 ・裏込注入圧力を低圧により難しい場合	16-6-1	・集水井内部の喚起方法等	16-2-2	・既製杭等の輸送計画を記載した施工計画書	16-2-2	・施工中工事区域内に新たな亀裂の発生等異常を認めた場合
				16-7-2	・設計図書に示す設置位置及び深度とすることが困難な場合	16-8-2	・孔底が設計図書に示す支持地盤に達したことが確認できる資料 ・グラウトの注入方法	16-7-2	・掘削中の地質構造、湧水等の記録 ・集水井の掘削が予定深度まで達しない前に湧水があった場合、又は予定深度まで掘削した後に おいても湧水がない場合
				16-8-2	・土留工の施工がより難しい場合 ・ライナープレートなしで掘削可能となった場合、又は補強リングが必要となった場合 ・湧水が著しく多くなった場合				
PCタンク工事									
				17-2-2	・PCタンク完成後に水張り試験を行うことがより難しい場合				
				17-7-1	・歩廊工を設計図書に基づいて施工できない場合				
				17-9-1	・付帯設備工を設計図書に基づいて施工できない場合				
ため池改修工事									
18-3-8	・土質試験の試験項目	18-4-1	・使用する固化材の添加量	18-3-1	・雑物除去が完全に行えない場合	18-3-8	・土質試験結果	18-4-2	・サウンディング試験等による現況地盤の確認結果
18-4-1	・浸透流出水のpH測定方法等	18-4-2	・セメント系ミルクの添加量		・設計図書に示されていない地表物等	18-4-1	・固化材による地盤改良の施行方法を記載した施工計画書		
18-4-2	・浸透流出水のpH測定方法等	18-7-1	・使用する固化材の添加量	18-3-2	・現地状況により樹木の根等が除去できない場合	18-4-2	・セメント系ミルクによる地盤改良の施工方法を記載した施工計画書		
18-7-1	・浸透流出水のpH測定方法等			18-3-3	・地盤改良が必要となった場合				
				18-3-9	・泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する必要がある場合 ・泥土の有害物質の試験で基準を満たしていない場合	18-6-2	・ゲート及びバルブの承諾図書等（2部） ・ゲート及びバルブの完成図書（3部） ・泥土改良の施工方法を記載した施工計画書		
				18-3-10	・湧水の排除方法 ・コンタクトクレイを施工する場合の厚さ及び施工方法 ・乾燥によるクラックが発生した場合の処理範囲	18-7-1			
				18-4-1	・固化材以外の改良方法を行う場合				
				18-4-2	・セメント系ミルク以外の地盤改良を行う場合				
				18-7-1	・泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する必要がある場合 ・泥土の有害物質の試験で基準を満たしていない場合				
推進工事									
		20-4-4	・推進工の刃口の製作図面	20-4-3	・推進中に推力が急激に変化した場合	20-4-3	・推進日報	20-4-3	・推進作業に異常が発生した場合
		20-4-5	・骨材及び裏込材		・異常な湧水及び転石等で作業に支障が生じた場合の事後の処理 ・周囲の構造物に異常を発見した	20-4-4	・推進工の刃口の制作図面		・異常な湧水及び転石等で作業に支障が生じた場合

指 示		承 諾		協 議		提 出		報 告	
章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容
				20-4-4	場合の事後の処理 ・推進上部の地表面に異常を発見した場合の事後の処理				
				20-4-5	・滑材等を注入中に変位を発見した場合の事後の処理 ・注入作業の実施時間				
				20-5-3	・汚水及び処理水の処理が規定により難しい場合				
				20-5-4	・添加材及び骨材注入設備が設計図書により難しい場合				

参考2 土木工事共通仕様書に基づく提出書類一覧表

	提出書類	該当文書		様式 有無	受注者書 類 作成の 必要性	監督職員 へ提出	受注者 保管	その他 監督職 員へ 提出 する 必要が 無し	備考	
		共通仕様書	契約約款				監督職員 へ提示			
①工事着 手時	監督員通知書	－	第9条第1項	有				○		
	現場代理人等通知書	－	第10条第1項	有	○	○			経歴書、実務経験証明書を添付する。	
	工程表	共仕1-1-4	第3条第1項	有	○	○				
	建設工事下請負通知書	－	第7条	有	○	○				
	建設業退職金共済組合証紙購入確認願	共仕1-1-56	－	有	○	○			提出出来ない事情がある場合は理由を書面で提出する。	
	建設労災補償共済等確認願			有	○	○			提出出来ない事情がある場合は理由を書面で提出する。	
	労働保険成立証明結				○	○				
	工事カルテ受領書	共仕1-1-9	－		○	○			請負代金額500万円以上の場合提出する	
	施工計画書	共仕1-1-7	－		○	○			軽微な場合の変更施工計画書は記載内容省略可。(工期や数量だけの変更等の場合)	
	施工体制台帳	共仕1-1-16	－	有	○	○			下請総金額3000万円以上の場合に提出する。(建設業法24条の7) (下請総額3000万以下であっても、作成することが望ましいとされている) (建設省建設経済局建設業課長通達、平成13年3月30日 施工体制台帳の作成等について(通知))	
	施工体系図	共仕1-1-16	－	有	○	○				
	施工体制台帳(低入札価格調査)	共仕1-1-8	－		○	○				
	再生資源利用促進計画書 (建設副産物を搬出する場合)	共仕1-1-24	－	有	○	○			施工計画書に含め提出する。(該当する再生資源がある場合)	
	再生資源利用計画書 (建設資材を搬入する場合)	共仕1-1-24	－	有	○	○			施工計画書に含め提出する。(該当する再生資源がある場合)	
	請負代金内訳書	共仕1-1-4	第3条第1項	有	○	○			契約図書で規定された場合に提出する	
	前払金請求書	－	第35条1項		○	○				
②随時	設計図書の照査確認資料	共仕1-1-3	－		○	○			契約書18条第1項1～5号に該当する事実があった場合のみ監督職員に提出する(契約書第18条第1項の範囲を超えないこと)	
	設計図書の照査確認資料						○		契約書18条第1項1～5号に該当する事実がない場合(設計図書と一致している場合)は、監督職員への提示とし、受注者で保管する。(契約書第18条第1項の範囲を超えないこと)	
	工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)	共仕1-1-51	－		○	○			仮BM及び多角点の設置に関する測量結果は監督職員に提出する。	
	工事測量結果(設計図書との照合)				○	○			設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に報告する。	
	工事履行報告書	共仕1-1-38	第11条	有	○	○			工事月報、定期報告書(月分)実施工程表、工事日報、工事写真を添付する。	
	工事打合簿 (指示・協議・通知・承諾・提出・届出)	共仕1-1-2 共仕1-1-30		有	○	○				
	建設リサイクル法に基づく通知書	共仕1-1-25	－		○	○			建設工事に係わる資材の再資源化等に係わる法律第11条	
	再生資源利用促進計画書(実施書) (建設副産物を搬出する場合)	共仕1-1-24 共仕1-1-25	－	有	○	○			該当する再生資源がある場合に提出する。	
	再生資源利用計画書(実施書) (建設資材を搬入する場合)	共仕1-1-24 共仕1-1-25	－	有	○	○			該当する再生資源がある場合に提出する。	
	建設発生土搬出帳票	共仕1-1-24	－		○	○				
	産業廃棄物管理表 (マニフェスト)	共仕1-1-24	－		○		○			
	品質証明員通知書	共仕1-1-31(5)	－		○	○				
	品質証明書	共仕1-1-31(1)	第13条第2項	有	○	○				
	工事材料(検査・確認)請求書	共仕1-1-27		有	○	○				
	材料品質証明資料	共仕1-1-26			○	○				
	工事材料搬出承諾願	－	第13条第4項	有	○	○				
	(材料調合・施工)立会請求書	共仕1-1-27	第14条	有	○	○				
		工事(材料調合・施工)通知書	共仕1-1-27	第14条	有	○	○			
		ダンプトラック管理表	共仕1-1-47	－	有	○	○			
		建設発生土搬出量等管理表			有	○	○			
出払証明書		共仕1-1-59	－	有	○	○				
工事の(全部・一部)一時中止について		共仕1-1-19	第20条	有				○		
工事の(全部・一部)一時中止の(全部・一部)再開について				有				○		
工期延長請求書		共仕1-1-21	第22条	有	○	○			変更工程表を添付する	
工期短縮請求書			第23条	有				○		
協議開始日通知書			24条、25条、第26条、31条	有				○		
請負代金額変更請求書			第26条	有				○		
関係官公庁協議資料		共仕1-1-49	－		○	○			関係官公庁と協議が必要な場合に届出後の書類を提出する。(届出前の事前資料は提出不要)	
段階確認書		共仕1-1-27 共仕1-1-30	－	有	○	○			・契約図書で規定された場合のみ対象 ・段階確認書に添付する資料を新たに作成する必要はない。(請負者が作成する出来形管理資料に、確認した実測値を手書きで記入する) ・監督職員等が臨場した場合の状況写真は不要。	
確認・立会書		共仕1-1-27	－		○	○				
休日、夜間作業届		共仕1-1-50	－		○	○			週間工程会議、メール等で受発注者双方が事前に把握していれば不要 (現道の工事を除く)	
臨機措置通知書		共仕1-1-57	第27条	有	○	○				

参考2 土木工事共通仕様書に基づく提出書類一覧表

	提出書類	該当文書		様式 有無	受注者書 類 作成の 必要性	監督職員 へ提出	受注者 保管	その他 監督職 員へ 提出 する 必要が 無し	備考
		共通仕様書	契約約款				監督職員 へ提示		
安全管理	天災その他不可抗力による損害 通知書	共仕1-1-54	第30条	有	○	○			別紙 被災内訳及び内容確認書を添付する
	天災その他不可抗力による損害 確認通知書			有				○	
	天災その他不可抗力による損害 賠償請求書			有	○	○			
	第3者に損害を与えた場合の回 避可決の判断資料	共仕1-1-45	—		○	○			
	使用する建設機械の資料	共仕1-1-45	—		○	○			排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、提出する
	工事目的物の(全部・一部)使 用承諾書	共仕1-1-37	第34条1項	有	○	○			部分使用がある場合に提出する
	指定部分引渡書		第39条	有	○	○			
	解除通知書		第46条、第47条、 第48条、第48条2、 第50条、第51条	有					
	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実 施状況(説明資料)	共仕1-1-53	—	有	○	○			高度技術、創意工夫を実施すれば提出できる
	安全管理安全教育訓練実施資料	共仕1-1-41	—		○		○		実施状況の提示とし、具体的な実施内容は提出不要
	火災類の使用計画書	共仕1-1-42	—		○	○			
	工事事故速報	共仕1-1-44	—	有	○	○			事故が発生した場合に提出する
	工事事故報告書		—	有	○	○			事故が発生した場合に提出する
支給品貸 与品	支給材料受払簿	共仕1-1-22	第15条		○	○			
	支給品精算書有			有					
	支給材料及び貸与品要求書			有	○	○			支給品がある場合に提出する。
	支給材料引渡通知書			有					
	支給材料受領書			有	○	○			支給品を受領した場合に提出する。
工事検査	現場発生品調書	共仕1-1-23	—	有	○	○			現場発生品がある場合に提出する。
	工事完成図	共仕1-1-29	—		○	○			
	完成通知書	共仕1-1-33	第32条						
	引渡書	—	第32条						
	電子納品成果物(CD)	共仕1-1-30							
既済部分 検査	請負工事既済部分確認請求書	共仕1-1-34	第38条2項	有	○	○			
	出来高内訳書				○	○			
	出来高図、数量計算書				○	○			
	部分払金請求書		第38条5項		○	○			
	中間前払金請求書	共仕1-1-35	第35条2		○	○			
修補関係 書類	修補完了報告書	共仕1-1-34	第32条6項	有	○	○			
	修補請求書	共仕1-1-33	第45条	有				○	

※様式は、沖縄県農林水産部工事監督要領様式集を参照すること